

毎日が
がんばる
あなた
のために、
住宅
ローンは、
もっと
がんばる。



JAバンクなら、
三大疾病により、所定の
状態と診断されたら、
住宅ローン残高が
0円に。

JA三大疾病保障付住宅ローン

サポート



三大疾病保障特約付団体信用生命共済

死亡・
後遺障害保障に
加え…

三大疾病により、
所定の状態と
診断されたら

がん
急性心筋梗塞
脳卒中

住宅ローン残高が

0円に



死亡・後遺障害保障に加え、「がん」、「急性心筋梗塞」、「脳卒中」により、所定の状態(※)と診断された場合、住宅ローン債務残高相当額が共済金として全国共済農業協同組合連合会よりJAに支払われ、住宅ローンが全額返済されます。

※詳しくは裏面をご覧ください。

対象住宅ローンの金利に 年0.20% 上乗せ(通常)

今だけ

年0.10% 上乗せでOK!

2023年4月1日～

2023年9月30日正式申込受付分

・左記上乗せ金利は2023年4月1日から2024年9月30日までにJAにお借入れのお申込をされた方が対象となります。
・実際の融資金利はお近くのJA窓口までおたずねください。

「JAとお取引はこれから」というお客さまもお気軽にお問い合わせ・ご相談ください！(ご利用に際し、出資が必要となる場合がございます。)

[JA三大疾病保障付住宅ローンのご利用にあたっての留意点]○JA三大疾病保障付住宅ローンでご利用いただく団体信用生命共済は全国共済農業協同組合連合会の引受けとなりますが、団体信用生命共済の内容の詳細やご不明な点についてはお借入予定のJA窓口にお問い合わせください。○本「JA三大疾病保障付住宅ローン」のご案内はJA三大疾病保障付住宅ローンに付帯される共済の概要を説明したものであり、実際にお借入れの際には「団体信用生命共済 被共済者加入申込書兼告知書」に添付されている「団体信用生命共済のご説明(要約)」、「申込書ご記入のご案内」、「団体信用生命共済のしおり」および「三大疾病保障付団体信用生命共済のしおり」を必ずご確認ください。○ローンのお申し込みにあたりましては、上記団体信用生命共済の審査のほかに、当JAおよび当JA指定の保証機関の審査がございます。審査の結果によりましては、お申し込みをお断りすることがございますので、ご了承ください。

JA 三大疾病保障付住宅ローン

〔三大疾病保障特約付団体信用生命共済〕

対象商品		「JA 住宅ローン」・「JA 住宅ローン100% 応援型」・「JA 住宅ローン借換応援型」		
資金使途		○ご本人またはご家族が常時居住するための住宅および土地を対象とし、次のいずれかに該当する場合とします。		
		「JA 住宅ローン」	①住宅の新築・購入（中古住宅も含む）②宅地の購入（5 年以内に新築し、居住する予定があること）③住宅の増改築・改装・補修 ④他金融機関からお借入中の住宅資金のお借換およびお借換とあわせた増改築・改装・補修 ⑤上記①～④の借入とあわせた他金融機関等から借入中の目的型ローン等の残債務の借換（おまとめ住宅ローン対応）⑥上記①～⑤に付随して発生する一切の費用	
		「JA 住宅ローン100% 応援型」	①住宅の新築・購入（中古住宅も含む）②住宅の増改築・改装・補修 ③①・②の借入とあわせた他金融機関等から借入中の目的型ローン等の残債務の借換（おまとめ住宅ローン対応）④上記①～③に付随して発生する費用	
		「JA 住宅ローン借換応援型」	①現在、他金融機関からお借入中の住宅資金のお借換資金（借換対象住宅にかかる既往リフォーム資金のお借換も含む）とお借換えに伴う諸費用 ②お借換えとあわせた増改築・改装・補修資金と付随して発生する諸費用 ③上記①・②の借入と併せた他金融機関等から借入中の目的型ローン等の残債務の借換（おまとめ住宅ローン対応）と借換に伴う諸費用	
借入金額		「JA 住宅ローン」	○10 万円以上 10,000 万円以内とし、1 万円単位とします。ただし、年間元金返済額の前年度税込年収（自営業者の方は前年度税引前所得）に対する割合が当 JA の定める範囲内であり、原則として所用金額の 85% 以内であることとします。 ○おまとめ住宅ローン対応を行う場合、借換対象とする目的型ローン等の加算上限額は、500 万円以内とします。なお、住宅ローンの借入限度額については、目的型ローン等の加算分も含めて借入金額の範囲内とし、加算する目的型ローン等の総額は、住宅部分に対する借入金額の 2 分の 1 以下とします。 ○なお、詳細については、お近くの JA 窓口までご相談ください。	
		「JA 住宅ローン100% 応援型」	○10 万円以上 10,000 万円以内とし、1 万円単位とします。ただし、年間元金返済額の前年度税込年収（自営業者の方は前年度税引前所得）に対する割合が当 JA の定める範囲内であり、所要資金の範囲内とします。 ○おまとめ住宅ローン対応を行う場合、借換対象とする目的型ローン等の加算上限額は、500 万円以内とします。なお、住宅ローンの借入限度額については、目的型ローン等の加算分も含めて借入金額の範囲内とし、加算する目的型ローン等の総額は、住宅部分に対する借入金額の 2 分の 1 以下とします。 ○なお、詳細については、お近くの JA 窓口までご相談ください。	
		「JA 住宅ローン借換応援型」	○10 万円以上 10,000 万円以内とし、1 万円単位とします。ただし、年間元金返済額の前年度税込年収（自営業者の方は前年度税引前所得）に対する割合が当 JA の定める範囲内であり、所要資金の範囲内とします。 ○おまとめ住宅ローン対応を行う場合、借換対象とする目的型ローン等の加算上限額は、500 万円以内とします。なお、住宅ローンの借入限度額については、目的型ローン等の加算分も含めて借入金額の範囲内とし、加算する目的型ローン等の総額は、住宅部分に対する借入金額の 2 分の 1 以下とします。 ○なお、詳細については、お近くの JA 窓口までご相談ください。	
お借入期間		○3 年以上 40 年以内 ※他金融機関住宅ローンの借換えの場合は、原則として現在お借入中の住宅ローンの残存期間内とします。 ※おまとめ住宅ローン対応を行う場合は、お借入期間は、住宅ローンにおけるお借入期間の範囲内		
ご利用いただける方		○各商品ごとにお申込みの条件が異なりますので、詳細については、お近くの JA 窓口までご相談ください。		
ご融資条件		○各商品ごとにお申込みの条件が異なりますので、詳細については、お近くの JA 窓口までご相談ください。		
担保		○ご融資対象物件に原則として第 1 順位の抵当権を設定登記させていただきます（すでにお持ちの土地に建物を建築される場合については、土地も担保として差し入れていただきます）。担保物件については、火災共済（保険）にご加入いただき、その共済（保険）金請求権に質権を設定させていただく場合があります。		
保証料		○借入条件や保証会社によって保証料は異なります。静岡県農業信用基金協会をご利用の場合、保証料率年 0.09%～年 0.25%（別途、一律保証料 5 万円（非課税））がかかります。詳細については、お近くの JA 窓口までご相談ください。		
手数料		○住宅ローン借入に伴う事務手数料が必要となる場合があります。住宅ローンをご利用中に繰上返済を行う場合や返済条件を変更する場合には、別途 JA 所定の手数料が必要となります。詳細については、お近くの JA 窓口までご相談ください。		
付帯される共済についての概要	ご加入について	正式名称	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	
		年齢	加入可能な加入時の年齢範囲は、20 歳から 50 歳までとなります。	
		告知	今までに、悪性新生物（上皮内がん、皮膚がんを含みます）と診断されたことがある場合にはご加入いただくことができません。健康状態を「団体信用生命共済 被共済者加入申込書兼告知書」で告知していただきます。告知に際し事実を告知されなかったり、事実でないことを告知されますと、共済金が支払われない等の不利益をこうむる場合がありますので、特にご注意ください。また、告知内容や全国共済農業協同組合連合会で保有する情報等によって、ご加入をお断りすることがあります。※共済金額（借入金額）や傷病歴等によっては、医師の診査を受けていただくことがあります。（健康診断結果表等の内容によっては、医師の診査に代えることができる場合があります。）	
		保障期間	この共済契約における保障の開始時は、資金受取時（資金を分割して受け取られる場合には、初回資金受取時）となります。また、保障終了日は債務の弁済を完了した日となりますが、それ以前に所定の年齢になられた場合または所定の期間が経過した場合は、その月の末日となります。詳しくは、お借入予定の JA 窓口にお問い合わせください。	
	共済金のお支払い	被共済者が共済期間内に次のいずれかに該当した場合、共済契約者（JA）に共済金が支払われ住宅ローン残額（利息を含む）が全額返済されます。 ※約定利息、約定延滞利息および延滞損害金について、ご負担いただく場合があります。		
		1. 死亡されたとき		
		2. 保障の開始時以後に生じた傷害または疾病により、所定の後遺障害の状態になられたとき		
		3. 三大疾病（悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中）に罹患し、以下の状態になられたとき		
		悪性新生物（がん）	保障期間内に、初めて所定の悪性新生物（上皮内がん、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを除く）に罹患し、医師によって診断確定されたとき。ただし、保障の開始時の属する日から 90 日以内に悪性新生物と診断された場合を除きます。	
		急性心筋梗塞	保障の開始時以後に生じた疾病により、所定の急性心筋梗塞を発病し、初診日から 60 日以上、所定の労働制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき	
		脳卒中	保障の開始時以後に生じた疾病により、所定の脳卒中を発病し、初診日から 60 日以上、言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき	
	共済金が支払われない場合	被共済者が次のいずれかに該当した場合、（ ）の共済金のお支払いができません。 ①保障の開始時の属する日から 1 年以内に自殺されたとき（死亡共済金）②「団体信用生命共済 被共済者加入申込書兼告知書」に、告知日現在および過去の健康状態等について事実を告げなかったか、事実でないことを告げ契約が解除されたとき（死亡共済金・後遺障害共済金・三大疾病共済金）[ただし、お支払い事由の発生が解除の原因となった事実によらない場合には、支払われます。] ③被共済者の故意により所定の後遺障害の状態になられたとき（後遺障害共済金）④保障の開始時前の疾病もしくは傷害が原因で所定の後遺障害の状態または保障の開始時前の疾病が原因で三大疾病状態になられたとき（後遺障害共済金・三大疾病共済金）⑤契約関係者に詐欺等の行為があった場合や共済金を詐取する目的で事故を起こした場合、契約関係者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、共済契約の全部または一部が取り消され、または解除されたとき（死亡共済金・後遺障害共済金・三大疾病共済金）		
		※上記「共済金のお支払い」事由が戦争その他の変乱により生じた場合には、共済金の一部が削減されることがあります。		
	※上記はあくまで概要です。ご加入にあたっては必ず「団体信用生命共済のご説明（要約）」、「申込書ご記入のご案内」、「団体信用生命共済のしおり」および「三大疾病保障特約付団体信用生命共済のしおり」をご確認ください。			

※ローンのお申込みにあたりましては、当 JA および当 JA 指定の保証機関の審査がございます。

JA 共済登録番号 2023 年 4 月 1 日現在

審査の結果によりましては、お申込みをお断りすることがございますので、ご了承ください。

(23485000003)

藤枝 ローソンセンター (青島支店内) ☎054-646-5151
焼津 ローソンセンター (焼津支店内) ☎054-626-6141
島田 ローソンセンター (島田支店内) ☎0547-35-2126

市外局番 054

岡 部 支 店 ◆667-0716	東 益 津 支 店 ◆628-4133
立 花 支 店 ◆641-2358	豊 田 支 店 ◆628-3092
葉 梨 支 店 ◆638-0255	小 川 支 店 ◆628-2542
稲 葉 支 店 ◆641-1061	大 富 支 店 ◆624-4312
高 洲 支 店 ◆635-2050	静 浜 支 店 ◆622-1411

市外局番 0547

六 合 支 店 ◆35-6677	川 根 南 支 店 ◆53-2027
島 田 北 支 店 ◆32-0221	中 川 根 支 店 ◆57-2003
初 倉 支 店 ◆38-0080	
五 和 支 店 ◆45-2136	

